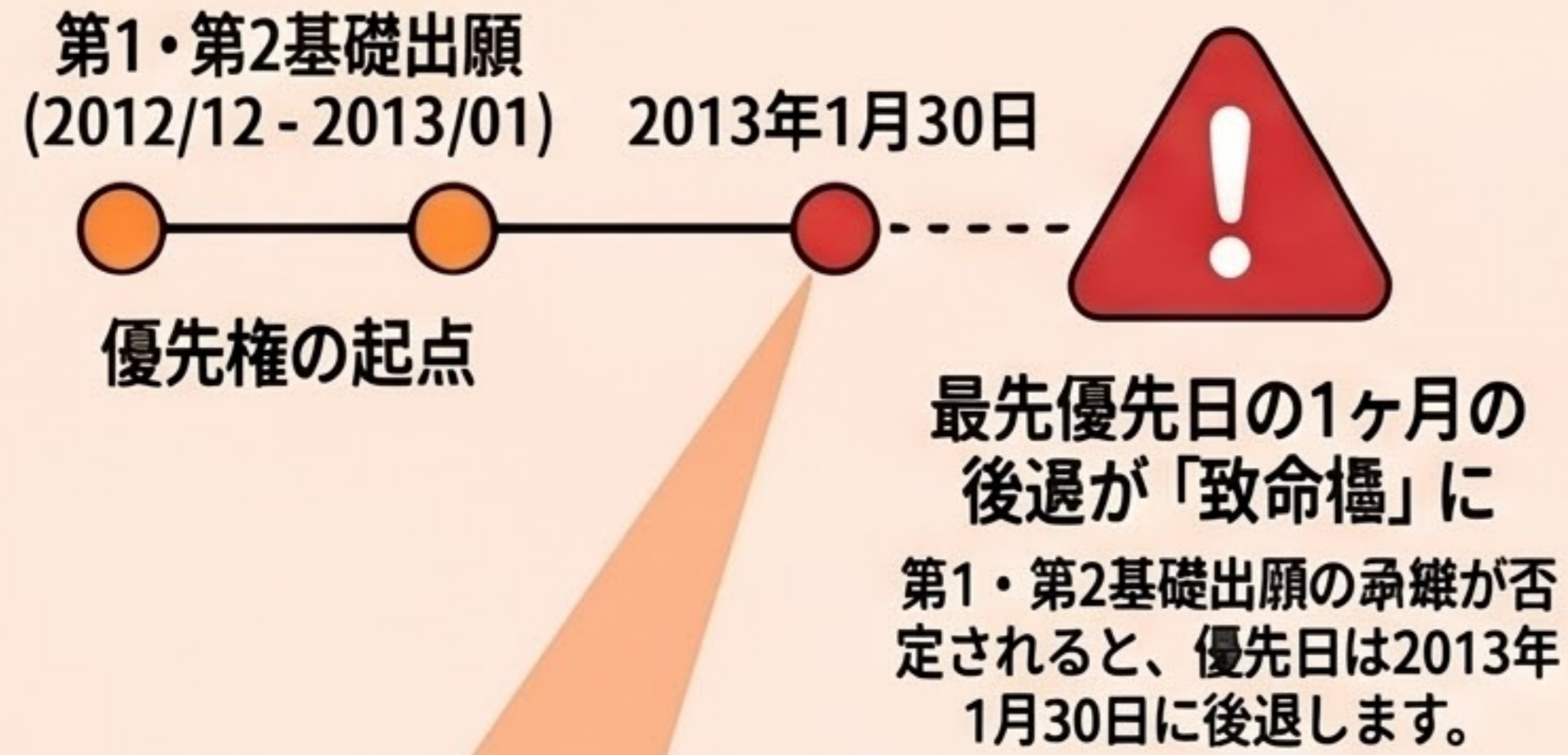




# CRISPR-Cas9特許の命運を分けた「優先権承継」の証明 ：知財高裁令和7年(行ケ)10019号判決の分析



## 争点の構造：優先権が認められないとどうなるか？



2013年1月3日  
2013年1月3日の  
Science論文が  
「公知」化



**自己衝突**  
優先日が後退した結果、自らの研究発表（Science論文）が先行技術となり、新権性・進歩性が否定されるという「自己衝突」の危機が発生しました。



パリ条約4条A(1)の「承継人」該当性  
出願人以外の者が優先権を主張する場合、出願時まで権利を承継している必要がありますが、その証明方法が争点となりました。

## 知財高裁が承継を認めた「5つの間接事実」



## 実務家への警告：本判決をどう読むべきか



「書面なしでも救われる」と読むのは危険  
本判決は要件の緩和ではなく「書面がないなら、これほどまでの立証が必要」というハードルの高さを示しています。



欧州 (EPO) との判断の差  
EPOは伝統的に厳格な「Same Applicant」ルールを適用しており、本件に関連する審決(T 0844/18)では優先権を否定しています。

## 実務チェックリスト：優先権チェーンを死守せよ

- 出願前に「優先権」を明記した譲渡書面を取得  
「発明の譲渡」だけでなく「優先権を主張する権利」を明文化した契約書が必要です。
- 発明者調査の記録 (Evidence Trail) の保存  
陵が、いつ、どのデータに基づき、どの出願の権利者を決定したかのプロセスを記録化します。
- 権利行使・DD前の「Priority Audit」  
訴訟控訴やM&Aの前には、基礎出願からPCT、各国出願までの権利建順に綻がないか盤点検が必要です。